

増大する医療費等の適正化に関する指定都市市長会要請（案）

高齢化の進展や医療技術の高度化に伴う医療費の増加は、各医療保険制度の財政運営を圧迫しており、特に市町村が運営する国民健康保険は、大変厳しい状況となっている。

こうした中、増大する医療費の適正化を図る観点から、指定都市においても様々な取組を実施しているが、市町村国保には制度的な課題も多く、十分な取組が実施できているとは言い難いのが現状である。

については、次の事項について、国が確実に検討を進めるよう求める。

1 特定健康診査の充実

特定健康診査及び特定保健指導の実施を医療保険者に義務付けた趣旨に鑑み、検査項目の充実を図り、指定都市が実施する生活習慣病予防事業等に必要な項目を国の基準に位置付けるとともに、検査に係る経費については全額国庫負担とするよう、制度の見直しを図るべきである。

2 大都市が実施する保健事業への国庫負担の拡充

市町村国保で実施する保健事業に対する助成額は「被保険者数 10 万人以上」から一律であり、大都市の財政需要に対応していない。指定都市をはじめとする大規模保険者に過度な負担が生じないように、被保険者数 10 万人以上についても区分を細分化し、区分に応じた適切な助成を行うなど、国庫負担の拡充を図るべきである。

3 「保険者努力支援制度」の指標の決定

国保基盤強化協議会において国民健康保険制度の見直しに伴う様々な財政支援策を検討しているが、新たに創設される「保険者努力支援制度」の詳細指標の検討を進めていくに当たっては、各保険者の医療費適正化への取組の適正かつ客観的な指標に基づく支援が目的であること、また、地方と協議の上で決定することとなっていることを踏まえ、指定都市のような大規模保険者が不利とならない配慮を確実に行った上で決定するべきである。

4 一体的な生活習慣病の重症化予防対策の推進

保険者が生活習慣病の重症化予防の取組を推進する上では、被保険者の過去の健診結果を活用することが有効であることから、保険者間で特定健康診査及び特定保健指導データを引き継げる仕組みなど、各保険者が一体となって取り組むことができる体制を国の責任で構築するべきである。

平成27年12月25日
指定都市市長会